

# 国民年金だより

令和3年度の保険料は  
月額16,610円です。

## ご存知ですか？「保険料の免除・納付猶予制度」

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が難しい場合、本人が申請して審査を通過すれば、保険料の「免除」または「猶予」を受けることができます。（※免除申請には、前年所得の申告が必要です。）

☆国民年金保険料の令和3年度（令和3年7月から令和4年6月）の免除申請の受付を開始しました。

令和3年度の 免除等の種類と保険料額など	免 除				納付猶予 (50歳未満の方対象)	未納
	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除		
月々の保険料	0円	4,150円	8,310円	12,460円	納付猶予	
受給資格期間に…	含まれる				含まれる	含まれない
全額納付の場合に対する 免除期間分の年金額増加割合	【1/2】	【5/8】	【6/8】	【7/8】	年金額は増えない※1	
所得審査の対象者	本人・配偶者・世帯主				本人・配偶者	
申請可能な期間	申請時点から2年1か月前までの期間 (納付期限から2年を経過すると時効により免除の申請ができません)					

※1）納付猶予の場合、追納すれば年金額に反映されます。

★学生には「学生納付特例制度」がありますので、詳しくはお問い合わせください。

★令和2年度の免除申請時に、翌年度以降の継続希望を行い、かつ「全額免除」または「納付猶予」が承認された人は、あらためて免除申請をする必要はありません。

### ◆申請時に必要なもの◆

- ▷ 本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）
- ▷ 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、年金証書、納付書など）
  - 失業を理由とする場合は…
    - ▶ 離職年月日が確認できる『雇用保険被保険者離職票』『雇用保険受給資格者証』など
  - 代理人が申請する場合は…
    - ▶ 代理人本人の確認ができるもの ▶ 委任状（別世帯の場合のみ）



※新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った場合

臨時特例による免除を受けられる場合があります。申請の方法についてはお問い合わせください。



- ▲一部免除を受けた期間でも、月々の保険料を納めないと未納期間となります。
- ▲保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障がいや死亡といった不測の事態が生じたときに「障がい年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

◆保険料の追納ができます◆ ※追納の受付・問い合わせは直方年金事務所となります。

「免除」「納付猶予」「学生納付特例」の期間がある場合には、保険料を全額納付した場合に比べ、受け取る年金額が少なくなります。10年以内であれば、その分の保険料を後から納めること（追納）ができます。

### 産前産後期間の保険料免除制度

国民年金1号被保険者の方が出産する場合、出産予定日（出産日）に属する月の前月から出産予定日（出産日）の翌々月までが免除できる制度です。（平成31年2月以降の出産が対象）

出産とは妊娠85日以上のことをいいます。（死産、流産、早産された方を含む）

**この免除期間は保険料を納めた期間として将来受け取る年金額に反映されます。**

申請期間は出産予定日の6か月前より（産後申請もできます）

本人確認できるもの及び母子手帳など（出産予定日がわかるもの）が必要です。

詳細は市役所年金係、  
各支所市民窓口課まで  
お問い合わせください。



お問い合わせ・申請先

- 医療保険課 年金係（☎内線1031・1032）各支所市民窓口課
- 直方年金事務所 ☎0949-22-0891（自動音声案内が流れます）